

## ～【重要】「飲酒に係る誓約書」の提出について～

東京理科大学学友会では、学友会登録団体内での不適切な飲酒による事件・事故をなくすべく、「飲酒に係る誓約書」の提出をお願いしております。今回の回収は、学友会メールアドレスにて行います。なお、今回の回収が学友会で実施する飲酒に係る誓約書の最後の回収となります。後期新規登録団体、および前期に誓約書を提出しなかった学友会登録団体は、必ずご提出いただきますよう、お願いいたします。ご提出いただけない場合、以下の〈罰則について〉に記載されている罰則が適用される可能性があります。

下記注意事項をよく読み、ご提出ください。

なお、本学学生支援課には11月下旬ごろに報告予定です。

### 記

提出書類：学生支援センター長宛「飲酒に係る誓約書」（word ファイル）

提出方法：上記書類を学友会 Web ページからダウンロードし、必要事項を記入の上、所定の期間に提出

提出期間：2021年10月30日（土）12:00—11月21日（火）12:00

記入事項：署名日(提出日)・団体正式名称・代表者学籍番号・代表者氏名

提出先：学友会メールアドレス ([stdass@ed.tus.ac.jp](mailto:stdass@ed.tus.ac.jp))

#### <注意事項>

1. 署名日の欄は、記入した日ではなく提出日を記入してください。
2. 団体名の欄は、学友会団体登録の際に申請した正式団体名称を使用してください。
3. 団体内で飲酒に係る誓約書の内容を周知してください。
4. 上記記入事項に不備があった場合は再提出していただきます。
5. 公認・届出団体は提出する必要はありません。
6. 上記記入事項に変更があった場合、提出書類の掲示とともに告知をする予定です。

#### <罰則について>

提出していない団体もしくは「飲酒に係る誓約書」の事項に違反した団体は以下の罰則が適用される可能性があります。全て無期限の罰則となります。

- 本学学生支援課より活動停止の通知
- 今後開催予定の新歓(春・秋とも)に参加不可
- 学友会登録団体の権利剥奪(支援金交付の停止など)
- 学友会団体登録抹消